京都市告示第 55号

平成26年3月17日に市会本会議で議決された平成26年度京都市予算の要領は、次のとおりです。

平成26年4月3日

京都市長 門川 大作

平成26年度京都市一般会計予算

平成26年度京都市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 739,507,000 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項,期間及び 限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(市債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、 限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表市債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、130,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 市 税		^{千円} 251, 265, 000
	1市 民 税	110, 269, 000
	2 固 定 資 産 税	100, 229, 000
	3軽 自 動 車 税	1, 278, 000
	4市 た ば こ 税	10, 199, 000
	5 特 別 土 地 保 有 税	1,000
	6 入 湯 税	81,000
	7事業所税	6, 933, 000
	8都 市 計 画 税	22, 275, 000
2地 方譲 与 税		3, 444, 000
	1地方揮発油譲与税	1, 612, 000
	2自動車重量譲与税	1, 717, 000
	3地方道路讓与税	1,000
	4石油ガス譲与税	114, 000
3府税交付金		28, 581, 000
	1利 子 割 交 付 金	695, 000
	2配 当 割 交 付 金	596, 000
	3 株式等譲渡所得割交付金	174, 000
	4 ゴルフ場利用税交付金	41,000
	5 特別地方消費税交付金	1,000
	6 自動車取得税交付金	779, 000
	7軽油引取税交付金	3, 940, 000
	8地方消費税交付金	22, 355, 000
4地方特例交付金		739, 000
	1地方特例交付金	739, 000

款	項	金額
5地 方 交 付 税		^{千円} 57, 333, 000
	1地 方 交 付 税	57, 333, 000
6 交通安全対策特別交付金		700, 000
	1 交通安全対策特別交付金	700, 000
7分担金及び負担金		8, 422, 253
	1 負 担 金	8, 422, 253
8使用料及び手数料		21, 004, 177
	1使用料	14, 929, 749
	2手数料	6, 074, 428
9国 庫 支 出 金		130, 919, 070
	1国 庫 負 担 金	106, 893, 537
	2国 庫 補助 金	23, 368, 762
	3国庫委託金	656, 771
10 府 支 出 金		29, 519, 243
	1府 負 担 金	18, 154, 576
	2府補助金	8, 927, 987
	3府 委 託 金	2, 436, 680
11 財 産 収 入		7, 042, 236
	1財産運用収入	2, 094, 277
	2財産売払収入	4, 947, 959
12 寄 附 金		1, 296, 043
	1 寄 附 金	1, 296, 043
13 繰 入 金		11, 169, 568
	1特別会計繰入金	326, 987
	2基金繰入金	10, 842, 581

	款			項		金	額
14 繰	越	金					千円 1
			1 繰	越	金		1
15 諸	収	入					101, 324, 409
			1延滞金	金加算金及7	ブ過料		333, 211
			2 市 引	頁 金 禾	· 子		5,000
			3貸付	金元利	収 入		5, 059, 358
			4 預 託	金元利	収 入		84, 883, 243
			5 受 託	事業	収 入		856, 000
			6 収 益	事業	収 入		3, 500, 000
			7 雑		入		6, 687, 597
16 市		債					86, 748, 000
			1 市		債		86, 748, 000
	歳	入	合	計			739, 507, 000

款	項	金額
1 議 会 費		2, 249, 000
	1 議 会 費	2, 249, 000
2総務費		38, 405, 000
	1総務管理費	30, 718, 857
	2 税 務 費	3, 063, 528
	3統計調查費	134, 534
	4 財 産 費	460, 285
	5選 挙 費	272, 971
	6監 査 委 員 費	11, 901
	7人 事 委 員 会 費	40, 401
	8大 学 費	1, 456, 716
	9 防 災 費	335, 658
	10 総務施設整備費	1, 910, 149
3文 化 市 民 費		26, 585, 000
	1文化市民総務費	7, 842, 505
	2 文 化 費	3, 263, 896
	3市民生活費	3, 689, 905
	4 共 同 参 画 社 会 費	755, 470
	5スポーツ振興費	1, 541, 683
	6 文化市民施設整備費	9, 491, 541
4保健福祉費		306, 722, 000
	1保健福祉総務費	59, 841, 988
	2 児 童 福 祉 費	71, 326, 544
	3生活保護費	79, 935, 368
	4 障 害 者 福 祉 費	43, 762, 724
	5老人福祉費	40, 500, 938
	6 保 健 費	6, 073, 347

款	項	金額
	7 予 防 費 8 生 活 衛 生 費 9 保健福祉施設整備費	3, 602, 075 573, 849 1, 105, 167
5 環 境 費		24, 275, 000
	1 環 境 総 務 費 2 環 境 保 全 費	12, 672, 081 808, 741
	3 ご み 処 理 費 4 ふ ん 尿 処 理 費	6, 637, 899 550, 166
	5機 材 管 理 費	232, 190
	6環境施設整備費	3, 373, 923
6 産 業 観 光 費		92, 054, 000
	1産業観光総務費	2, 623, 593
	2商工振興費	1, 805, 413
	3中小企業対策費	84, 322, 451
	4技術振興費	1, 277, 560
	5 観 光 費	746, 526
	6 農 業 費	577, 613
	7 林 業 費	576, 942
	8 産業観光施設整備費	123, 902
7計 画 費		17, 299, 000
	1計 画 総 務 費	5, 244, 025
	2都市計画費	614, 271
	3風 致 美 観 費	1, 420, 273
	4建築指導費	738, 995
	5住 宅 政 策 費	1, 911, 892
	6住 宅 管 理 費	4, 256, 428
	7住 環 境 整 備 費	3, 113, 116
8 土 木 費		33, 945, 000
	1土 木 総 務 費	5, 733, 306

款	項	金額
	2 駐 車 場 費 3 道 路 橋 り よ う 費	5円 352, 039 6, 651, 689
	4 道 路 特 別 整 備 費	6, 467, 447
	5河 川 排 水 路 費	1, 321, 515
	6都市河川整備費	665, 661
	7緑 化 推 進 費	2, 564, 666
	8 街 路 費	276, 892
	9重要幹線街路費	7, 696, 975
	10 土 地 区 画 整 理 費	917, 176
	11 市 街 地 再 開 発 費	597, 634
	12 受 託 工 事 費	700, 000
9 消 防 費		22, 808, 000
	1消防総務費	17, 809, 000
	2 消 防 費	2, 360, 000
	3消防施設整備費	2, 639, 000
10 教 育 費		45, 595, 000
	1教育総務費	25, 719, 792
	2小 学 校 費	4, 472, 351
	3 中 学 校 費	2, 462, 500
	4高等学校費	819, 541
	5 幼 稚 園 費	89, 167
	6社 会 教 育 費	1, 944, 799
	7青少年科学センター費	112, 101
	8学校施設整備費	9, 974, 749
11 災 害 対 策 費		1, 978, 000
	1農林災害復旧費	178,000
	2 土 木 災 害 復 旧 費	1, 800, 000
12 公 債 費		86, 440, 000
	1公債費	86, 440, 000

	款			項			金額		
13 諸	支	出	金						_{千円} 40, 752, 000
				1 公	営	企	業	費	38, 604, 000
				2 土	地	取	得	費	2, 148, 000
14 予	仿	#	費						400, 000
				1 予		備		費	400,000
	歳	ļ	出	合		뒮	+		739, 507, 000

第2表 繰 越 明 許 費

	款		項	事 業 名	金額
7 計	画	費	4建築指導費	建築指導事業	^{手円} 163,000
			5住宅政策費	住宅対策事業	5,000
			7 住環境整備費	住環境整備事業	900,000
8 土	木	費	3道 路 橋りょう費	交通安全施設整備事業	50,000
				道路改良事業	200,000
				橋りょう改修事業	100,000
			4 道路特別整備費	道路特別整備事業	1,000,000
				交通安全施設整備事業	200,000
			5河川排水路費	河川改修事業	50,000
				幹線排水路改修事業	50,000
			6都市河川整備費	都市河川整備事業	450,000
			8街路費	幹線街路整備事業	200,000
			9重要幹線街路費	重要幹線街路整備事業	800,000
			10 土地区画整理費	公共団体区画整理補助事業	330,000
10 教	育	費	8 学校施設整備費	学校施設整備事業	2,500,000

第3表 債務負担行為

事項	期		間	限度額
土地開発公社借入金 (元利 金)債務の保証によって生 じる保証債務		年度か年度ま		千円 18, 000, 000
平成26年度における地方債 証券の共同発行によって生 じる連帯債務		年度か年度ま		元金1,434,000,000千円及びこれに対する利子相当 額
市政情報総合案内コールセンター運営経費		年度か年度ま		377, 460
総務事務センター運営経費		年度か年度ま		603, 998
市庁舎整備事業費	平成27平成28	年度及年度	び	422, 600
芸術文化特別奨励金	平 成	27 年	度	6, 000
平成26年度助成金等内定者 資金融資制度損失補てん金		年度か滅時ま		融資金の回収未済額
平成26年度文化財保護事業 資金融資制度損失補てん金				次の各号に掲げる額の合計額 (1)融資金の回収未済額 (2)債務者が支払うべき約定利息額 (3)延滞割賦金のそれぞれに対して約定償還日の翌日から年利率14パーセントの割合を乗じて得た遅延損害金
京都会館管理経費	平成 27平成 28	年度及年度	び	7, 515
二条城ライトアップ事業費	平 成	27 年	度	5, 000

事項	期		間	限度額
区庁舎合築施設耐震改修工	平成 26	年度及	び	^{千円} 4, 023
事費用負担金	平成 27	年度		
京都会館再整備事業費	平成26		び	350, 000
	平成27		N	
動物園整備事業費	平成26平成27		U.	255, 728
元離宮二条城基本設計費	平成	27 年	度	4, 746
元離宮二条城整備事業費	平成27		び	458, 100
	平成28	年度		
元離宮二条城仮設休憩所リ ース経費	平 成	27 年	度	17, 600
元離宮二条城保存活用計画 及び整備計画策定経費	平成27		び	40, 000
	平成 28			
宝が池公園体育館(仮称) 実施設計費	平 成	27 年	度	14, 000
民間社会福祉施設整備助成 事業費	平 成	27 年	度	1, 082, 400
児童福祉施設管理経費	平成 27	年度か	Ġ	451, 000
	平成31	年度ま	で	
高齢者福祉施設管理経費	平成27			127, 842
	平成30	干及よ	C	

事項	期	EE E	
平成26年度看護師修学資金 融資制度損失補てん金			次の各号に掲げる額の合計額 (1)融資金の回収未済額 (2)債務者が支払うべき約定利息額 (3)延滞割賦金のそれぞれに対して約定償還日の翌日から年利率14.5パーセントの割合を乗じて得た遅延損害金
中央斎場整備事業費	平 成	27 年 度	211, 300
深草墓園整備事業費	平 成	27 年 度	25, 400
環境保全活動センター管理 経費	平成27平成28	年度及び年度	8, 478
平成26年度環境保全資金融 資制度損失補てん金			信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
家庭ごみ有料指定袋製造経費	平 成	27 年 度	248, 000
燃やすごみ等収集運搬経費		年度から年度まで	
南部クリーンセンター第二 工場整備事業費		年度から年度まで	
平成26年度きらめき企業支援融資制度損失補てん金	, ,,,		信用保証協会が債務の保証を行ったことによって 生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第 5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除 した額に相当する額
平成26年度中小企業融資制 度損失補てん金			一般振興融資,小規模企業おうえん融資及び経営 支援緊急融資で,信用保証協会が債務の保証を 行ったことによって生じた代位弁済元金額から中 小企業信用保険法第5条の規定により支払を受け た保険金の額を控除した額に対して,一般振興融 資において100分の25を,小規模企業おうえん融資 において100分の80を,経営支援緊急融資において 100分の65をそれぞれ乗じて得た額の合計に相当す る額

事項	期	間	限度額
平成26年度中小企業再生支援融資制度損失補てん金	. ,, .	年度から年度まで	信用保証協会が債務の保証を行ったことによって 生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第 5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除 した額に対して6分の1を乗じて得た額
平成26年度創業・経営承継支援融資制度損失補てん金		年度から年度まで	信用保証協会が債務の保証を行ったことによって 生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第 5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除 した額に対して100分の80を乗じて得た額
平成26年度短期融資制度損 失補てん金		年度から年度まで	信用保証協会が債務の保証を行ったことによって 生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第 5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除 した額に対して100分の25を乗じて得た額
平成26年度中小企業下支え 融資制度損失補てん金		年度から年度まで	信用保証協会が債務の保証を行ったことによって 生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第 5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除 した額に対して100分の65を乗じて得た額
平成26年度設備投資促進融 資制度損失補てん金			信用保証協会が債務の保証を行ったことによって 生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第 5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除 した額に対して100分の65を乗じて得た額
勧業館ESCOサービス料		年度から年度まで	703
平成26年度企業立地促進制度補助金	, ,,,		企業立地促進制度補助金の交付対象者が納入する次の第1号及び第2号に掲げる市税の額並びに交付対象者が負担する第3号に掲げる経費の額の合計額に相当する額(1)事業所等の新増設等に伴い取得した固定資産(家屋及び償却資産に限る。)に係る固定資産税(当該固定資産の取得者に新たに課すこととなった年度から最大6年度分のものに限る。)(2)事業所等の新増設等に伴い取得した家屋に係る都市計画税(当該家屋の取得者に新たに課すこととなった年度から最大6年度分のものに限る。)(第1号及び第2号について1件当たり限度額6億円)(3)事業所等の新増設等に伴い埋蔵文化財発掘調査を実施した場合,当該調査に要した経費(1件当たり限度額50,000千円)

事項	期		間	限 度 額
平成26年度京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金	. , , , ,	,		京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金の交付対象者が納入する次の第1号及び第2号に掲げる市税の額並びに交付対象者が負担する第3号に掲げる経費の額の合計額に相当する額(1)事業所等の新増設に伴い取得した固定資産(家屋及び償却資産に限る。)に係る固定資産税(当該固定資産の取得者に新たに課すこととなった年度から5年度分のものに限る。)(2)事業所等の新増設に伴い取得した家屋に係る都市計画税(当該家屋の取得者に新たに課すこととなった年度から5年度分のものに限る。)(第1号及び第2号について1件当たり限度額6億円)(3)事業所等の新増設に伴い埋蔵文化財発掘調査を実施した場合,当該調査に要した経費(1件当たり限度額50,000千円)
平成26年度大規模国際会議 誘致助成制度補助金	平成26平成36			10, 000
平成26年度大規模国際会議 誘致支援準備助成金	平成27平成36			3, 000
醍醐交流会館管理経費	平成27 平成28		及 び	3, 258
平成26年度空き家対策推進 事業補助金	平 成	27 年	三 度	10, 000
景観・まちづくりセンター 管理経費	平成27平成28		及 び	2, 520
平成26年度らくなん進都整 備推進事業(土地の売却) 補助金				らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励 金制度の対象事業として認めた土地の売却価格から 当該売却価格に0.05を乗じた額を差し引いた額に 0.03を乗じて得た額(1件当たり限度額5,000千円)

事項	期		間	限度額
平成26年度らくなん進都整 備推進事業 (土地の賃貸及 び貸事業所の新築等)補助 金	平成 26 年債 務消源			5くなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金制度の交付対象者が納入する次の第1号及び第2号に掲げる市税の額の2年度分(1件当たり限度額年2,000千円)(1)賃貸した土地又は事業所等に供される土地に対する固定資産税(上記奨励金の交付対象となるものに限る。)(2)賃貸した土地又は事業所等に供される土地に対する都市計画税(上記奨励金の交付対象となるものに限る。)
京阪深草駅自由通路整備事業費	平 成 2	7 年	度	300, 000
嵯峨鳥居本町並み保存館管 理経費	平成27年平成28年		び	148
平成26年度屋外広告物適正 化促進融資制度損失補てん 金	. ,, -			信用保証協会が債務の保証を行ったことによって 生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第 5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除 した額に対して100分の25を乗じて得た額
平成26年度建築物耐震改修 事業補助金			で	建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第3号に該当する建築物(その敷地が、緊急輸送道路のうち優先的に耐震化を図るべき重要路線として市長が定める道路に接するものに限る。)の耐震改修工事に要する経費に3分の2を乗じて得た額(1件当たり限度額20,000千円)
平成26年度建築物耐震改修 事業補助金	, ,,,	,	で	建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に該当する建築物の耐震改修工事に要する経費に100分の23を乗じて得た額(1件当たり限度額23,000千円)
平成26年度建築物耐震改修 事業補助金			で	昭和56年6月1日において現に存し又は現に工事中であった分譲マンションで耐震診断の結果いずれかの階のIs値が0.6未満又はいずれかの階のq値が1.0未満であるものの耐震改修工事に要する経費に2分の1を乗じて得た額(1住戸当たり限度額600千円又は1棟当たり限度額48,000千円のうちいずれか低い額)
久我の杜生涯学習プラザ管 理経費	平成27年平成28年		び	358

事項	期				間	限 度 額
崇仁北部第二地区区画整理 補助事業費	平	成	27	年	度	千円 15, 100
道路台帳補正経費	平	成	27	年	度	56, 132
市庁舎前広場地下自転車駐車場整備事業費	平	成	27	年	度	197, 300
神宮道及び岡崎公園再整備 事業費	平	成	27	年	度	250, 440
三栖高架橋補修工事費	平	成	27	年	度	69, 000
賀茂大橋補修工事費		成 27 成 29				1, 211, 000
熊野橋補修工事費		成 27 成 28			び	323, 000
西羽束師川河川改修工事費		成			度	200, 000
西羽束師川流域治水対策調 査等経費	平	成	27	年	度	16, 500
鴨川東岸線工事費	平	成	27	年	度	576, 780
京都駅南口駅前広場整備事業費	平	成	27	年	度	1, 562, 496
伏見西部第五地区区画整理 補助事業費	平	成	27	年	度	116, 404
上鳥羽南部地区区画整理補 助事業費	平	成	27	年	度	10, 000
平成26年度学校増改築等施設整備費		成 26 成 28				2, 198, 500
	'	/-/\ 20	'	~ 6	,	

事項	期				間	限度	額	
								千円
5 No. 1 No.								
鳴瀧橋災害復旧工事費	平	成	27	年	度			194, 000

第4表 市 債

起債の目的	限	度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業費	^{千円} 630,000			%	
総務施設整備費	886,000				
文化市民施設整備費	3,611,000				
児童福祉施設整備費	301,000				
障害者福祉施設整備費	27,000				
高齢者福祉施設整備費	488,000				
保健衛生施設整備費	328,000			8. 0以内	
市 立 病 院 費	5,000			ただし, 利 率見直し方	起債の日から据置期間
環境施設整備費	1,265,000	発行価格が額面 金額を下回ると きは、その発行	証券発行 (他の地方 公共団体と の共同発行 を含む。) 又は消費は 借の方法に	式れ金みでは、利しているのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	を対30年以均の年の時代のでは、一次ののでは、これのでは、
環境車両整備費	15,000	価格差減額を埋 めるため必要な			
技術振興事業費	81,000	金額をこれに加 算した額 			
農業農村整備費	2,000		よる。	後において は,当該見 直し後の利	そ の 他 に よっては, 繰上償還を
森林整備費	25,000			率	することができる。
産業観光施設整備費	10,000				
交 通 政 策 費	56,000				
古都保存事業費	286,000				
開発指導費	2,000				
公営住宅整備費	1,277,000				
公園緑地整備費	432,000				

起債の目的	限	度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業費	^{千円} 6,867,000			%	
消防施設整備費	2,378,000				
学校施設整備費	6,061,000				
都 市 整 備 費	3,510,000				
水道事業出資金	204,000				
高速鉄道事業出資金	10,646,000				
高速鉄道事業補助金	42,000				
災 害 復 旧 費	755,000				
臨時財政対策債	43,272,000				
退職手当債	3,286,000				
計	86,748,000				

平成26年度京都市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成26年度京都市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ469,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

	Ž	款					ij	頁				金額
1	繰	入	金									千円 21,232
				1 -	- ;	般	会	計	繰	入	金	21,232
2	繰	越	金									82,573
				1 #	喿			越			金	82,573
3	諸	収	入									365,195
				1 1	Ĭ	付	金	元	利	収	入	298,187
				2 茅	維						入	67,008
		歳	入	4	ì		計					469,000

歳 出

款	項	金	額
R 7 专担与4 2 6 人类 / 主			千円
日 日本			469,000
	日本 日		469,000
歳出	合 計		469,000

平成26年度京都市国民健康保険事業特別会計予算

平成26年度京都市国民健康保険事業特別会計の予算は,次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ152,750,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの 最高額は,15,000,000千円と定める。

別表 歳入歳出予算

款	項	金額
1国民健康保険料収入		_{千円} 31, 124, 996
	1国民健康保険料収入	31, 124, 996
2国民健康保険税収入		4
	1国民健康保険税収入	4
3 一 部 負 担 金		2
	1一 部 負 担 金	2
4 使 用 料 及 び 手 数 料		276
	1手 数 料	276
5国 庫 支 出 金		35, 963, 083
	1国庫負担金	26, 203, 334
	2国庫補助金	9, 759, 749
6 療 養 給 付 費 交 付 金		7, 425, 200
	1療養給付費交付金	7, 425, 200
7前期高齢者交付金		37, 313, 000
	1前期高齢者交付金	37, 313, 000
8府 支 出 金		8, 381, 334
	1府 負 担 金	1, 088, 334
	2府 補 助 金	7, 293, 000
9共同事業交付金		16, 730, 000
	1共同事業交付金	16, 730, 000
10 繰 入 金		15, 579, 800

	款			項		金額
			1 一 般	会 計 繰	入 金	^{千円} 15, 579, 800
11 繰	越	金				1
			1 繰	越	金	1
12 諸	収	入				232, 304
			1 雑		入	232, 304
	歳	入	合	計		152, 750, 000

歳出

款				項			金額
1国民健康	保険費						_{千円} 152, 750, 000
		1事		務		費	3, 175, 664
		2 保	険	給	付	費	149, 534, 336
		3 公		債		費	10,000
		4 予		備		費	30, 000
歳	出	合		計	_		152, 750, 000

平成26年度京都市介護保険事業特別会計予算

平成26年度京都市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 117,509,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は,「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 保 険 料		^{手円} 22, 500, 454
	1保 険 料	22, 500, 454
2分担金及び負担金		871
	1負 担 金	871
3 使 用 料 及 び 手 数 料		67
	1手 数 料	67
4国 庫 支 出 金		27, 732, 255
	1国 庫 負 担 金	20, 092, 203
	2国庫補助金	7, 640, 052
5支払基金交付金		32, 701, 888
	1支払基金交付金	32, 701, 888
6府 支 出 金		16, 674, 845
	1府 負 担 金	16, 160, 882
	2府 補 助 金	513, 963
7財 産 収 入		6, 254
	1財産運用収入	6, 254
8繰 入 金		17, 850, 849
	1一般会計繰入金	17, 301, 000
	2基金繰入金	549, 849
9 繰 越 金		37, 313
	1 繰 越 金	37, 313

	款			項	金	額	
10 諸	収	入					^{千円} 4, 204
			1延滞金	加算金及び過料			577
			2 雑	入			3, 627
	歳	入	合	計		117,	509, 000

歳 出

款	項	金額
1 総 務 費		^{千円} 2, 834, 285
	1事務費	2, 834, 285
2保除給付費		111, 547, 957
	1保 険 給 付 費	111, 547, 957
3地域支援事業費		3, 050, 991
	1 介 護 予 防 事 業 費 2 包括的支援・任意事業費	1, 217, 181 1, 833, 810
4 基 金 積 立 金		6, 254
	1基金積立金	6, 254
5 予 備 費		30,000
	1予 備 費	30,000
6諸 支 出 金		39, 513
	1諸 支 出 金	39, 513
歳出	슴 計	117, 509, 000

平成26年度京都市後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度京都市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,368,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は, 「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

款	項	金額
1後期高齢者医療保険料		^{千円} 13, 973, 929
	1後期高齢者医療保険料	13, 973, 929
2 使 用 料 及 び 手 数 料		22
	1手 数 料	22
3国 庫 支 出 金		18, 500
	1国 庫 補 助 金	18, 500
4 繰 入 金		3, 339, 000
	1一般会計繰入金	3, 339, 000
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6諸 収 入		36, 548
	1延滞金加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	34, 500
	3 雑 入	2, 046
歳 入	合 計	17, 368, 000

歳出

	款				項	į		金	額
1 総	務	i	費						^{千円} 302, 995
				1事	à	务	費		302, 995
	2 後期高齢者医療広域連合 納付金		連合						17, 029, 005
				1 後期。		医療広域	連合		17, 029, 005
3 諸	支	出	金						36, 000
				1 諸	支	出	金		36, 000
	歳		出	合		計			17, 368, 000

平成26年度京都市地域水道特別会計予算

平成26年度京都市地域水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,557,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は,「第1表歳入歳 出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項, 期間及び限度額は,「第2表債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の 起債の目的,限度額,起債の方法,利率及び償還の方法は,「第3表市債」 による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1分担金及び負担金		刊 1
	1 負 担 金	1
2 使 用 料 及 び 手 数 料		82, 370
	1 使 用 料	82, 369
	2 手 数 料	1
3国庫支出金		51, 000
	1国 庫 補 助 金	51, 000
4財産収入		283
	1財産運用収入	283
5繰 入 金		619, 631
	1一般会計繰入金	565, 000
	2 特定環境保全公共下水道特別会計繰入金3 基 金 繰 入 金	14, 276 40, 355
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7諸 収 入		170, 714
	1雑 入	170, 714
8 市 債		633, 000
	1市 債	633, 000
歳	合 計	1, 557, 000

歳出

款 項		金 額
1地域水道費		_{千円} 1, 557, 000
	1地 域 水 道 費	234, 904
	2地域水道整備費	962, 335
	3 公 債 費	359, 761
歳出	合 計	1, 557, 000

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
大原簡易水道整備事業費	平成 27 年度	174, 000

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
地 域 水 道 整 備 費	発行価格が額面 金額を下回ると きは,その発行 633,000 価格差減額を埋 めるため必要な 金額をこれに加 算した額	の地方公共団体との共同発行を含む。) 又は消費貸借		起置年均法る政に上とがらめ30年間内では、他償しては、のよ償でののよび合ってをするが、のよ償ででは、のよ償ででは、のよりである。

平成26年度京都市京北地域水道特別会計予算

平成26年度京都市京北地域水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,260,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は,「第1表歳入歳 出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項, 期間及び限度額は,「第2表債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の 起債の目的,限度額,起債の方法,利率及び償還の方法は,「第3表市債」 による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1分担金及び負担金		千円 1, 468
	1分 担 金	1, 468
2 使 用 料 及 び 手 数 料		140, 311
	1使 用 料	140, 301
	2 手数料	10
3国庫支出金		422, 093
	1国 庫 補 助 金	422, 093
4 繰 入 金		1, 061, 096
	1 一 般 会 計 繰 入 金 2 特定環境保全公共下水道 特別会計繰入金	1, 049, 000 10, 123
	² 特別会計繰入金 3 農業集落排水事業特別会 計繰入金	1, 973
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6諸 収 入		3, 031
	1 雑 入	3, 031
7 市 債		632, 000
	1 市 債	632, 000
歳 入	숌 計	2, 260, 000

歳 出

款			項		金額
1京北地域	水道費				^{千円} 2, 260, 000
		1京北 1	地 域 水	道費	195, 656
		2京北地	域水道整	備費	1, 959, 110
		3 公	債	費	104, 234
		4 予	備	費	1,000
歳	出	合	計		2, 260, 000

第2表 債務負担行為

事項	 期 間 	限 度 額
京北中部簡易水道整備事業費	平成 27 年度	^{千円} 1, 265, 000
細野簡易水道整備事業費	平成27年度	689, 000

第3表 市 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
京北地域水道整備費	発行価格が額面 金額を下のると さは,そのの 価格差減額を埋 めるため必要な 金額をこれに加 算した額	の地方公共団 体との共同発 行を含む。) 又は消費貸借	8. 0以内	起賃間をはいる。 おり は は は は は は は は は は は は は は は は は は

第2表 債務負担行為

事項	期間	限 度 額
京北中部簡易水道整備事業費	平成27年度	^{千円} 1, 265, 000
細野簡易水道整備事業費	平成27年度	689, 000

第3表 市 債

起債の目的	限	度	額	起債の方法	利	率	償還の方法
京北地域水道整備費	千円 633, 000	額をは、差減必	価格が額面金 下回るとき その発行価格 額を埋めるた 要な金額をこ 加算した額	証券発行(他の地方公共同体との共同を含む。) ては消費貸借の方法による。	8. 0.	%以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均に、元利均にの方法にだのの位還財政にだった。都政のでは、からの他に遺産がある。を都はよった。とができる。

平成26年度京都市特定環境保全公共下水道特別会計予算

平成26年度京都市特定環境保全公共下水道特別会計の予算は、次に定める ところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,261,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は,「第1表歳入歳 出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の 起債の目的,限度額,起債の方法,利率及び償還の方法は,「第2表市債」 による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1分担金及び負担金		^{千円} 68, 460
	1分 担 金	68, 460
2 使 用 料 及 び 手 数 料		103, 744
	1使 用 料	103, 446
	2 手数料	298
3国庫支出金		76, 500
	1国庫補助金	76, 500
4財産収入		1, 080
	1財産運用収入	1,080
5 繰 入 金		488, 841
	1一般会計繰入金	486,000
	2基金繰入金	2, 841
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7諸 収 入		78, 374
	1貸付金元利収入	4, 328
	2 雑 入	74, 046
8 市 債		444, 000
	1 市 債	444, 000
歳 入	合 計	1, 261, 000

歳 出

款	項	金額
1 特定環境保全公共下水道 費		_{千円} 1, 261, 000
	1 特定環境保全公共下水道 費	393, 929
	2 特定環境保全公共下水道 整備費	645, 571
	3 公 債 費	221, 500
歳 出	合 計	1, 261, 000

第2表 市 債

起債の目的	限	度	額	起債の方法	利	率	償還の方法
特定環境保全公共下水道整 備費	千円 444, 000	発額を き価格 るた	下回ると 減額を埋 め必に加 これに加	証券発行(他の地方公共同の地方公共同の地の共のの共のの力での力では消費はの方法による。	8. 0)	%以内	起賃間では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個

平成26年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計予算

平成26年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,381,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は,「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1使用料及び手数料		_{千円} 1, 616, 149
	1 使 用 料 2 手 数 料	1, 616, 068 81
2 財 産 収 入	2 7 20 11	28
	1財産売払収入	28
3 繰 入 金		191, 000
	1一般会計繰入金	191,000
4 繰 越 金		170, 000
	1 繰 越 金	170, 000
5諸 収 入		403, 823
	1延滞金加算金及び過料	1
	2 雑 入	403, 822
歳 入	숨 計	2, 381, 000

歳出

	款			項		金額
1市	場	費				^{千円} 2, 381, 000
			1 中 央	卸売市	場費	2, 145, 287
			2 市 場	整 備	青	34, 000
			3 公	債	費	200, 713
			4 予	備	費	1,000
	歳	出	合	計		2, 381, 000

平成26年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計予算

平成26年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ868,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は,「第1表歳入歳 出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款			項		金額
1使用料及び手	数 料				^{千円} 100, 382
		1 使	用	料	100, 370
		2 手	数	料	12
2府 支 出	金				47, 200
		1 府	補助	金	47, 200
3 財 産 収	入				21
		1 財 産	走 売 払	収入	21
4 繰 入	金				606, 006
		1 一 般	会 計 繰	入 金	606, 000
		2 基	金繰り	、金	6
5 繰 越	金				1
		1 繰	越	金	1
6諸 収	入				39, 390
		1 雑		入	39, 390
7 市	債				75, 000
		1 市		債	75, 000
歳	入	合	計		868, 000

歳 出

款	項			金額
1市場・と畜場費				^{千円} 868, 000
	1 中央卸売	売市場・と畜	場費	584, 534
	2 市 場	整備	費	129, 600
	3 公	債	費	153, 366
	4 予	備	費	500
歳出	合	計		868, 000

第2表 市債

起債の目的	限	度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
中央卸売市場第二市場施設整備費	^{千円} 75,000	発行価格が額 金額を下回る きは,その発 価格差減額を めるため必要	面 証券発行(他 を方公共団 を の地との共し。) を含消費は ない方法によ る。	8.0以内	起債の目を含まれる。 起債の目を含まれる。 おめ30 日かきののではできる。 おのは質でである。 はできる。 はできる。

平成26年度京都市農業集落排水事業特別会計予算

平成26年度京都市農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は, 「別表歳入歳出 予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1分担金及び負担金		千円 480
	1分 担 金	480
2 使 用 料 及 び 手 数 料		8, 130
	1使用料	8, 130
3財産収入		387
	1財産運用収入	387
4 繰 入 金		38, 740
	1一般会計繰入金	25, 000
	2基金繰入金	13, 740
5繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6諸 収 入		262
	1 雑 入	262
歳 入	合 計	48, 000

歳出

款		項		金	額
1農業集落排水事業費					^{手円} 48, 000
	1農業身	集落排水 🖺	事業 費		26, 121
	2 公	債	費		21, 379
	3 予	備	費		500
歳出	合	計			48, 000

平成26年度京都市雇用対策事業特別会計予算

平成26年度京都市雇用対策事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ799,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は, 「別表歳入歳出 予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

	款			項			金額
1 府	支 出	金					^{千円} 798, 998
			1 府	補	助	金	798, 998
2 繰	越	金					1
			1 繰	走	戉	金	1
3 諸	収	入					1
			1 雑			入	1
	歳	入	合		計		799, 000

歳 出

款			項	金	額
1 緊急雇用創出	出事業費				^{千円} 799, 000
		1 緊 急 雇	用創出事業費		799,000
歳	出	合	ā†		799, 000

平成26年度京都市土地区画整理事業特別会計予算

平成26年度京都市土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は,「第1表歳入歳 出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

	款				項			金額
1区 値	画整 理 事 ៖	業収入						^{千円} 87, 900
			1 保	留	地	収	入	87, 900
2 繰	越	金						1
			1 繰		越		金	1
3 諸	収	入						99
			1 雑				入	99
	歳	入	合		計	_		88, 000

歳出

款	項	金 額
1区画整理事業費		千円 88, 000
	1事 務 費	12, 225
	2区画整理事業費	75, 775
歳 出	合 計	88, 000

第2表 繰越明許費

	款	項	事	業	名	金	額
1	区画整理事 業費	2 区画整理事業費	伏見西部第三	地区区画整	理事業		千円 10,000
			伏見西部第四:	地区区画整	理事業		19, 000

平成26年度京都市駐車場事業特別会計予算

平成26年度京都市駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,000,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は,「第1表歳入歳 出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項, 期間及び限度額は,「第2表債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表市債」 による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款		項		金額
1使用料及び手数料				^{千円} 536, 947
	1 使	用	料	536, 947
2 繰 入 金				1, 431, 052
		会計繰		1, 310, 829
	2 基	金 繰 入	金	120, 223
3 繰 越 金				1
	1 繰	越	金	1
4 市 債				32, 000
	1 市		債	32,000
歳 入	合	計		2, 000, 000

歳 出

款			項		金額
1 駐 車 場 事	業費				^{千円} 2, 000, 000
		1 駐	車場	費	511, 488
		2 公	債	費	1, 488, 512
歳	出	合	計		2, 000, 000

第2表 債務負担行為

事項	其	期間	限	度	額	
駐 車 場 管 理		平成27年度及び 平成28年度				^{千円} 2, 378

第3表 市 債

起債の目的	限	度 額	起債の方法	利率	償還の方法
駐 車 場 事 業 費	千円 32,000	発行価格が額面 金額を下の発行 価格差減額を埋 めるためと 金額をこれに加 算した額	証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) 又は消費による。	8. 0以内	起債の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の

平成26年度京都市土地取得特別会計予算

平成26年度京都市土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,979,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は,「第1表歳入歳 出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表市債」 による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

	款			項		金	額
1 財	産	収 入					千円 1, 830, 999
			1 財 産	運用	収 入		52, 317
			2 財 産	売 払	収 入		1, 778, 682
2 繰	入	金					2, 148, 000
			1一般	会 計 繰	入金		2, 148, 000
3 繰	越	金					1
			1 繰	越	金		1
4 市		債					4, 000, 000
			1 市		債		4, 000, 000
	歳	入	合	計			7, 979, 000

歳出

款		項		金額
1 土 地 先 行 取 得 費				千円 7, 979, 000
	1 土 地	先 行 取 彳	导 費	4, 000, 000
	2 公	債	費	3, 366, 428
	3 繰	出	金	612, 572
歳出	合	計		7, 979, 000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土地先行取 得費	1土地先行取得費	土地先行取得事業	手円 300,000

第3表 市 債

起債の目的	限	度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費	千円 4,000,000	発行価格が額面 金額を下の発行 一格差減額を埋 めるため必要な の数をこれに加 算した額	証券発行(他の地方公共同体との共同発行を含む。) 又は消費信の方法による。	% 8. 0以内	起電性のは、 起電 を

平成26年度京都市市公債特別会計予算

平成26年度京都市市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ331,976,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は,「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

	款		項	金額
1 繰	入	金		^{千円} 210, 532, 998
			1一般会計繰入金	86, 440, 000
			2 国民健康保険事業特別会 計繰入金	10,000
			3 地域水道特別会計繰入金	359, 761
			4 京北地域水道特別会計繰 入金	104, 234
			5 特定環境保全公共下水道 特別会計繰入金	221, 500
			6 中央卸売市場第一市場特別会計繰入金	200, 713
			7 中央卸売市場第二市場・ と畜場特別会計繰入金	153, 366
			8 農業集落排水事業特別会計繰入金	21, 379
			9 駐車場事業特別会計繰入金	1, 488, 512
			10 土地取得特別会計繰入金	3, 366, 428
			11 市立病院機構病院事業債 特別会計繰入金	1, 883, 000
			12 水道事業特別会計繰入金	13, 219, 308
			13 公共下水道事業特別会計 繰入金	32, 045, 159
			14 自動車運送事業特別会計 繰入金	1, 041, 017
			15 高速鉄道事業特別会計繰 入金	29, 072, 631
			16基金繰入金	40, 905, 990
2 繰	越	金		1
			1 繰 越 金	1
3 諸	収	入		1
			1 雑 入	1

	款			項		金	額
4 市		債					^{千円} 121, 443, 000
			1 市		債		121, 443, 000
	歳	入	合	計			331, 976, 000

歳出

	款			項		金額
1 公	債	費				^{千円} 331, 976, 000
			1 公	債	費	325, 567, 500
			2 繰	出	金	6, 408, 000
			3 予	備	費	500
	歳	出	合	計		331, 976, 000

平成26年度京都市立病院機構病院事業債特別会計予算

平成26年度京都市立病院機構病院事業債特別会計の予算は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,456,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は,「第1表歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」 による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

	款			項		金	額
1諸	収	入					千円 1, 883, 000
			1貸付会	金元利収	入		1, 883, 000
2 市		債					1, 573, 000
			1 市		債		1, 573, 000
	歳	入	合	計			3, 456, 000

歳出

款			項		金	額
1 市立病院機構病院 管理事業費	事業債					3, 4 56, 000
		1貸	付	金		1, 573, 000
		2 公	債	費		1, 883, 000
歳	出	合	計			3, 456, 000

第2表 市 債

起債の目的	限	度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院機構貸付金	^{千円} 1, 573, 000	発行価格が額面 金額を下回ると きは、その発行 価格差減額を埋 めるため必要な 金額をこれに加 算した額	証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) 又は消費貸借 の方法による。	8. 0以内	起債の日から30年から30年以内の日からの日を引動的に、のののののののののののののののののののののののののののののののののののの

平成26年度京都市水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成26年度京都市水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事項	分	事	業	量	概 要
年 間 総 給 水 量	:		191,6	m ³ 325,000	
1 日 最 大 給 水 量			5	69,000	
1 日 平 均 給 水 量			5	25,000	
				件	
期 首 使 用 者 数			7	54,500	
期末使用者数	(7	58,500	
増 加 見 込 数				4,000	
主要な建設改良事業				千円	
上 水 道 整 備 事 業			15,5	00,000	
上水道機能維持・向上対策			11,0	21,000	地震対策及び改築更新
浄 水 処 理 強 化 対 策			3	59,000	浄水処理の強化
鉛 製 給 水 管 解 消	í		3,0	90,000	鉛製給水管の取替え
創エネルギー対策			3	10,000	大規模太陽光発電設備の設置
庁 舎 建 設			7	20,000	庁舎の建設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

					ЦХ	•	人			
第1款	水	道	事	業	収	益		34,0	68,000 =	千円
第1項		営	業		収	益		31,9	55,863	千円
第2項		営	業	外	収	益		2,1	12,137	千円

支 出

35,191,000 千円	用	費	業	事	道	水	第1款
24,019,892 千円	用	費		業	営		第1項
4,942,092 千円	用	費	外	業	営		第2項
6,219,016 千円	失	損		別	特		第3項
10.000 千円	費		備		予		第4項

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14,970,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,100,820千円及び損益勘定留保資金等13,869,180千円で補塡するものとする。)。

収 入

第1款	資	本	的	収	入		12,085,000 千円
第1項	企	•	業		債		10,540,000 千円
第2項	出		資		金		204,000 千円
第3項	玉	庫	補	助	金		12,000 千円
第4項	補	Ì	助		金		102,000 千円
第5項	I	事	負	担	金		360,161 千円
第6項	加力	Ī	入		金		450,474 千円
第7項	基	· :	全	収	入		86,031 千円
第8項	基	金	繰	入	金		301,000 千円
第9項	寄	:	附		金		27,200 千円
第10項	そ	の他	資 2	本的!	収入		2,134 千円
				支		出	
第1款	資	本	的	支	出		27,055,000 千円
第1項	建	設	改	良	費		16,221,082 千円
第2項	企	業	債	償 還	金金		10,737,526 千円
第3項	投	<u>.</u>			資		86,031 千円
第4項	そ	の他	資 2	本的]	支 出		361 千円
第5項	子		備		費		10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項,期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事]			項	期	間	限	度	額
上	水 道	整	備	事 業	平成27年度か まで	ら平成29年度			千円 9,250,000
諸	施	設	整	備	平成27年度及	び平成28年度			300,000
水;	道メー	タ ー	点検	業務	平成27年度か まで	ら平成29年度			528,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度	額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道整備事業費	千円	発額下は行額た金に額がをき発減るなれた	証券発行している。 一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、	%8.0以内	起債の日から40 日かきの一次を 日からが 日かきの 日からの 日からの 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本
計	7,845,000				

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業 外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、 274,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、840,000千円と定める。

平成26年度京都市公共下水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成26年度京都市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事項	事業量	概 要
年 間 流 入 下 水 量	m³ 353,155,000	
1 日 平 均 流 入 下 水 量	968,000	
主要な建設改良事業	千円	
公共下水道建設事業	17, 900, 000	
下水道機能維持・向上対策	9, 929, 000	地震対策及び改築更新
浸 水 対 策	4, 028, 000	雨水幹線の整備等
水 環 境 対 策	3, 396, 000	合流式下水道の改善及び高度処 理施設の整備
創エネルギー対策	547, 000	大規模太陽光発電設備の設置等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		47	ζ	入	
公共下	水道事	業収益	益		53,398,000 千円
事	業	収	益		44,937,254 千円
事	業外	収	益		8,104,874 千円
特	別	利	益		355,872 千円
		支	Ź	出	
公共下	水道事	業費月	刊		52,487,000 千円
事	業	費	用		40,366,066 千円
事 事	業 業 外	,	用 用		40,366,066 千円 8,225,163 千円
	事事特	事 業	公共下水道事業収益 事業収 事業外収 特別利 支	事 業 外 収 益	公共下水道事業収益 事業収益 事業外収益 特別利益 支出

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21,233,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額764,000千円、当年度利益剰余金処分額及び損益勘定留保資金20,469,000千円で補塡するものとする。)。

		収		入	
第1款 公	:共下水道]	事業資本的	収入		21,023,727 千円
第1項	企	業	債		13,920,000 千円
第2項	出	資	金		1,894,922 千円
第3項	国 庫	補 助	金		4,983,560 千円
第4項	工 事	負 担	金		219,844 千円
第 5 項	その他	資本的場	又入		5,401 千円
	:洗便所築 道 業資本的収。		貸付		21,273 千円
第1項	貸付金	金 回 収	金		9,273 千円
第2項	他会	計借入	金		12,000 千円
合		計			21,045,000 千円
		支		出	
第1款 公	:共下水道]	事業資本的	支出		42,256,727 千円
第1項	建設	改良	費		18,850,586 千円
第2項		責 償 還	金		23,406,141 千円
第2款事	洗便所築資業資本的支	告工事資金 出	貸付		21,273 千円
第1項	貸	付	金		17,265 千円
第2項	他会計借	古入金價	景 金		4,008 千円
合		計			42,278,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期	間	限	度	額
公共下水道建設事業	平成27年度カ まで	ら平成29年度		13	千円 3,000,000
施設運転管理等業務	来 平成27年度かまで	ら平成30年度		1	,058,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限	度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道建設事業費	千円 9,890,000	面金額を下回るときは、そ	証券発行 (他の地方 公共団体と の共同発行 を含む。)	%	起債の日から据 置期間を含め40 年以内に,元利 均等その他の方 法により償還す
流域下水道建設分担金	317,000	ため必要な金額をこれに加算した額	又は消費貸借の方法による。	8.0以内	る。ただし,財 政の都合その他 によっては,繰 上償還をするこ とができる。
1111111	10,207,000				

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと 定める。
 - (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における事業費用及び事業外費用 間の流用

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち911,000千円は、次のとおり処分するものと定める。 減債積立金 911,000 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

平成26年度京都市自動車運送事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成26年度京都市自動車運送事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 運転計画

=			
運転	車 両	数	两 708
年間走	テキロメー	トル	30,660,000
年 間 絲	診 輸 送 人	員	119,720,000
1 月 平	均輸送人	、員	328,000

2 主要な建設改良工事計画

乗合自動車購入 40両

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	人	収				
21,039,000千円		収益	事業	車運送	自動耳	第1款
20,207,504千円	益	収		業	営	第1項
831,496千円	益	収	外	業	営	第2項
	出	支				
23,632,000千円		費用	事業	車運送	自動車	第1款
18,955,578千円	用	費		業	営	第1項
594,164千円	用	費	外	業	営	第2項

第3項特別損失4,032,258千円第4項予備費50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入 額が資本的支出額に対し不足する額1,430,000千円は、損益勘定留保資金等 で補てんするものとする。)。

		収	入	
第1款 資	本 的	収 入		3,067,000千円
第1項	企	業	債	2,593,000千円
第2項	補	助	金	474,000千円
		支	出	
第1款 資	本 的	支 出		4,497,000千円
第1項	建 設	改良	費	3,307,026千円
第2項	企 業	債 償 還	金	939,974千円
第3項	長 期 借	入 金 返	還 金	200,000千円
第4項	予	備	費	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項,期間及び限度額は,次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
自動車運送事業建設改良費	平成27年度	千円 203,000

(企業債)

第6条 起債の目的,限度額,起債の方法,利率及び償還の方法は,次のとおりと定める。

起債の目的	限	度額	起債の方法	利 率	償還の方法
自動車運送事業建設改良費	千円	発面るの減た額算で金と発額めをしているとのである。これである。これである。これでは、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切	(他の地方公共団体との共同発行を含む。) 又は消費貸	8.0以内	起置年り、のより、のは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は,20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 生活支援路線の運行維持等に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、787,544千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

平成26年度京都市高速鉄道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成26年度京都市高速鉄道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 運転計画

事項		区 分	年間		1	日	平	均
運転	車 両	数	7.	两 4,460				両 204
走行キ	ロメート	、ル	20,76	km 1,853				km 56,882
輸送	人	員	127,38	人 5,000				人 349,000

2 主要な建設改良工事計画

駅施設及び電路・機械設備等改良

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業外費用中支払利息及び企業債取扱諸費 8,757,368千円の財源 の一部に充てるため、企業債(資本費負担緩和分) 611,000千円を借り入れ る。

 収
 入

 第1款 高速鉄道事業収益
 33,452,000千円

 第1項 営業収益
 26,991,981千円

 第2項 営業外収益
 6,460,019千円

支 出

39,663,000千円		費用	業	鉄道事	京速	第1款
25,938,387千円	用	費		業	営	第1項
9,912,824千円	用	費	外	業	営	第2項
3,761,789千円	失	損		別	特	第3項
50,000千円	費		備		予	第4項

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入 額が資本的支出額に対し不足する額 6,575,000千円は、損益勘定留保資金 等で補てんするものとする。)。

		収	入	
第1款 資	本的収	入		26,732,000千円
第1項	企業	債		14,777,000千円
第2項	補助	金		1,180,846千円
第3項	出 資	金		10,756,000千円
第4項	その他資	本 収 入		18,154千円
		支	出	
第1款 資	本的支	出		33,307,000千円
第1項	建設改	良費		9,134,906千円
第2項	企業債	償 還 金		21,678,248千円
第3項	長期借入会	金 返 還 金		2,493,846千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項,期間及び限度額は,次のとおりと定める。

事項	期間	限 度 額
高速鉄道営業線改良費	平成27年度から平成30年度 まで	千円 6,400,000
軌条購入費	平成27年度	13,500

(企業債)

第6条 起債の目的,限度額,起債の方法,利率及び償還の方法は,次のとおりと定める。

起債の目的	限	度 額	起債の方法	利率	償還の方法
高速鉄道事業建設改良 費	千円 3,602,000	無行価格が領面金額を下のるときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	証券発行(他	%	起債の日から 据置期間を含 め40年以内 に,元利均等
高速鉄道事業特例債	3,144,000		の地方公共 団体との共同 発行を含む。)	8.0以内	に、元利均等 その他の方法 により償還す る。ただし、財
高速鉄道事業資本費平 準化債	8,031,000		又は消費貸借の方法による。	0.0007	る。 にし、 所 政の都合その 他によって は、 繰上償還
高速鉄道事業資本費負 担緩和分企業債	611,000				をすることができる。
計	15,388,000				

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、65,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 特例債元利償還金等に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,655,000千円である。

(他会計からの出資金)

- 第9条 高速鉄道事業建設改良費に充てるため、一般会計からこの会計へ出資を受ける金額は、2,114,000千円である。
- 2 経営の健全化に充てるため、一般会計からこの会計へ出資を受ける金額は、 8,642,000千円である。

(行財政局財政部財政課)